川崎市上下水道局公告第21号

川崎市上下水道局生田浄水場用地の貸付けについて、公募型プロポーザル方式により、借受者として最も適した者を特定することについて、川崎市上下水道局生田浄水場用地の貸付けに関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱(平成28年5月16日28川上総管第388号)第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成31年3月15日

川崎市上下水道事業管理者 金 子 督

- 1 貸付物件の名称、指定用途及び貸付期間
- (1)貸付物件の名称 生田浄水場用地
- (2) 指定用途 公募要項によります。
- (3)貸付期間 20年間とします。
- 2 参加資格

この公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、次の条件を全て満た さなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各 号に該当しない者
- (2) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の5の規 定により貸付けが認められている法人
- (3) 国税又は市税の未納がない者

- (4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に 規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定す る暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を 有すると認められるものでない者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条 第1項又は第2項の規定に違反していない者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律 第147号)第8条第2項第1号に規定する内容の処分を受けていない者
 - ア 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号) 第2条の規定により一般競争入札に参加できない者
 - イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱(昭和63年9月1日63 川財工第166号)第2条又は第3条の規定により指名停止を受け、指 名停止期間中である者
 - ウ その他法令等の規定により、川崎市との間で土地の一時貸付契約がで きない者
- 3 評価基準

(7)次のいずれにも該当しない者

借受者として最も適した者の特定に係る評価は、評価基準に基づく加算方式により行います。

なお、評価基準、評価方法等は、プロポーザル方式による上下水道局用地 (生田浄水場用地)借受者公募要項(以下「公募要項」という。)によります。

4 契約担当課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目9番地3 川崎市上下水道局経営管理部管財課 (川崎市役所第2庁舎1階) 電話 044-200-3113

5 提案者の募集に関する書類を交付する期間、場所及び方法

(1)期間

平成31年3月27日(水)から平成31年6月17日(月)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2)場所

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目9番地3 川崎市上下水道局経営管理部管財課 (川崎市役所第2庁舎1階) 電話 044-200-3113

(3) 方法

上記(2)の場所で提案者の募集に関する書類を冊子で交付します。

(4) 書類

ア 公募要項

プロポーザル参加意向申出書(以下「参加意向申出書」という。)を含む。

イ 借受者公募提案書作成要領

ウ スポーツ広場・ふれあい広場・多目的広場等の整備・運営管理仕書 6 参加意向申出書を提出すべき期限、場所及び方法

(1)提出期間

平成31年3月27日(水)から平成31年6月28日(金)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

5 (2) に同じ。

- (3) 方法
 - 5 (2) の場所に参加意向申出書及び公募要項6 (2) カの書類(以下「参加意向申出書等」という。)を直接持参してください。なお、参加意向申出書等の郵送による提出は認めません。
- 7 参加資格確認結果通知書を交付する日及び場所

参加意向申出書等を提出した者には、参加資格確認結果通知書を交付します。

- (1) 場所
 - 5 (2) に同じ。
- (2) 日時

平成31年7月12日(金)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

8 提案書を提出すべき期限、場所及び方法

参加資格者に限り、提案書を提出することができます。

(1)提出期間

平成31年7月16日(火)から平成31年8月16日(金)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 場所
 - 5 (2) に同じ。
- (3) 方法
 - 5 (2) の場所に提案書を直接持参してください。なお、提案書の郵送 による提出は認めません。
- 9 ヒアリングを実施する予定日及び場所
- (1) 予定日

平成31年9月6日(金)

(2) 場所

川崎市川崎区砂子1丁目9番地3 川崎市役所第2庁舎

10 使用する言語及び通貨

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に 限ります。

- 1 1 関連する情報を入手することができる窓口関連する情報を入手することができる窓口は、5 (2)と同じです。
- 12 その他必要な事項
- (1) 参加資格の喪失は、公募要項によります。
- (2) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約 規程、川崎市上下水道局生田浄水場用地の貸付けに関する公募型プロポー ザル方式事務取扱要綱、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定める ところによります。
- (3) 公募要項に関する質問及び回答

公募要項に関する質問がある場合は、公募要項の質疑書により、電子メールにより提出してください。

ア 提出期間

平成31年3月27日(水)から平成31年6月17日(月)まで

イ 回答

平成31年6月24日(月)午後5時15分までに電子メールにて、 全ての質疑書について、応募者全員に回答します。